

平成27年 5月 1日施行
令和 5年 3月17日改正



津久見市議会基本条例

○津久見市議会基本条例

目次

前文	2
第1章 総則（第1条—第3条）	2・3
第2章 議会及び議員の活動原則（第4条—第6条）	3・4
第3章 市民と議会の関係（第7条）	4
第4章 市長等と議会の関係（第8条—第12条）	4・5
第5章 自由討議による合意形成（第13条）	5
第6章 委員会の運営（第14条）	6
第7章 政治倫理（第15条）	6
第8章 政務活動費（第16条）	6
第9章 議員の定数及び報酬（第17条・第18条）	6・7
第10章 議会及び議会事務局の体制整備（第19条—第25条）	7・8
第11章 最高規範性で見直し手続（第26条—第28条）	8
附則	8

前文

日本国憲法では、地方自治の本旨及び地方公共団体の議事機関として議会を設置することがうたわれている。

津久見市民の選挙で選ばれた議員により構成される津久見市議会（以下「議会」という。）と、同じく選挙で選ばれた津久見市長（以下「市長」という。）は、二元代表制の下で津久見市の代表機関を構成する。この2つの代表機関は、ともに市民の負託を受けて活動し、議会は合議制の機関として、市長は独任制の機関として、それぞれの特性を生かし、緊張関係を維持しながら、市民の意思を市政に反映させるために競い合い、協力し合うことを常に意識し、津久見市としての最良の意思決定を導くことによって、市民福祉の向上を図っていくという共通の使命が課せられている。

平成12年4月に施行されたいわゆる地方分権一括法により、機関委任事務制度が廃止され、国と地方を「対等・協力」の関係とし、地方公共団体の自主的な意思決定やそれに伴う責任の範囲が拡大している。このような中、議会はこれまで行ってきた政策決定機能や行政監視機能にとどまらず、政策をめぐる立案・決定・執行・評価における論点・争点を明確にし、市民に明らかにすることが議会の第一の使命であり、その上で、議員間の自由な討議を通じて政策立案機能を発揮していくことが求められている。このため、議会はたゆまず改革を推進するとともに、議員は自己研さんと資質の向上に努めなければならない。

議会は、市民福祉の向上のため、議会及び議員に関する基本的な事項を定め、市民とともに歩む協働型議会を目指し、全議員の総意によりこの条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、二元代表制の下での議会及び議員に関する基本的事項を定めることにより、市民に開かれた議会を実現し、もって市民福祉の向上及び市政の発展に寄与することを目的とする。

（基本理念）

第2条 議会は、合議制の特性を生かし、市民の多様な意見を集約し、市政に適切に反映させるものとする。

2 議員は、公益的な見地から、市民の意見を市政に適切に反映させ

るとともに、議会の構成員であることを認識し、自己研さんと資質の向上に努めるものとする。

(定義)

第3条 この条例において市民とは、市内に居住している者及び市内に通勤又は通学している者並びに市内で活動する法人その他の団体をいう。

2 この条例において市長等とは、市長及び津久見市の行政事務を執行する機関をいう。

第2章 議会及び議員の活動原則

(議会の活動原則)

第4条 議会は、第2条第1項の基本理念の下、次に掲げる原則に基づき活動しなければならない。

- (1) 公平性、透明性及び信頼性を確保し、市民に開かれた議会を目指すこと。
- (2) 市民の多様な意見を的確に把握し、議員相互の自由な討議を尊重し、市政に関する政策立案、政策提言等に積極的に取り組むこと。
- (3) 市長等が執行する事務について監視及び評価すること。
- (4) 市民の議会に対する関心を高めるため、不断の議会改革に取り組むこと。
- (5) 議会活動について、市民に対する説明責任を果たすこと。

(議員の活動原則)

第5条 議員は、第2条第2項の基本理念の下、次に掲げる原則に基づき活動しなければならない。

- (1) 議会が言論の府であること及び合議制の機関であることを十分認識し、議員間の自由な討議を重んじること。
- (2) 市政の課題全般について市民の意見を的確に把握するとともに、自己の能力を高める不断の研さんにより、資質の向上を図ること。
- (3) 議会の構成員として、市民福祉の向上を目指し活動すること。
- (4) 自己の議会活動について、市民に対する説明責任を果たすこと。

(会派)

第6条 議員は、合議制の特性を認識し、議会活動を行うため会派を結成することができる。

- 2 会派は、政策を中心とした同一の理念を共有する議員で構成するものとする。
- 3 会派は、議会が政策立案、政策決定及び政策提言等を行おうとするときは、必要に応じ、合意形成に努めるものとする。
- 4 会派は、議会活動について、市民に対し説明するよう努めなければならない。

第3章 市民と議会の関係

(市民との関係)

第7条 議会は、その透明性を高めるとともに、市民に対する説明責任を果たすため、議会の活動に関する情報を市民に積極的に公開するものとする。

- 2 議会は、本会議のほか、常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会を原則として公開するものとする。
- 3 議会は、請願及び陳情を市民による政策提言と位置づけ、その審議においては、これらの提案者の意見を聴く機会を設けるよう努めるものとする。
- 4 議会は、議案に対する各議員の表決の結果について、議会広報等により公表するものとする。
- 5 議会は、議会及び議員の政策立案能力を強化するとともに、市民の意見を反映させた政策提案等の拡大を図るため、市民との意見交換の場を多様に設けるものとする。
- 6 議会は、多くの市民が議会を傍聴できる機会を設けるよう努めるものとする。

第4章 市長等と議会の関係

(市長との関係の基本原則)

第8条 議会は、二代表制の下、市長との立場及び権能の違いを踏まえ、常に緊張ある関係を構築し、事務の執行における監視及び評価を行うとともに、政策立案、政策提言等を通じて市民福祉の向上及び市政の発展に取り組まなければならない。

(一問一答による質疑応答等)

第9条 議会の会議における質疑応答は、市政上の論点及び争点を明確にするため、一問一答の方式で行うことができる。

2 議会の会議及び委員会において、市長等及び補助職員は、議員の質問等に関し、論点及び争点を明確にするために、議長又は委員長の許可を得て反問することができる。

(政策等の監視及び評価)

第10条 議会は、市長等から重要な政策等を含む議案が提出されたときは、論点を明確にするため、必要に応じてその政策形成過程の説明を求めるものとする。

2 議会は、重要な政策等の提案を受けたときは、立案及び執行における論点及び争点を明らかにするとともに、執行後における政策評価に資する審議に努めるものとする。

3 議会は、市長等の事務の執行の効果及び成果について評価し、必要があると認めるときは、適切な措置を講ずるよう求めるものとする。

(予算案又は決算案における政策説明資料の作成)

第11条 議会は、市長が予算案又は決算案を議会に提出し、議会の審議に付するに当たっては、分かりやすい施策別又は事業別の政策説明資料の作成を求めるものとする。

(議会の議決事件)

第12条 議会は、市政に関する重要な計画、事業に関する基本的な計画等について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第2項の規定による議会の議決すべき事件として、別に条例で定める。

第5章 自由討議による合意形成

(自由討議による合意形成)

第13条 議会は、合議制の機関であることを認識し、議員相互の自由な討議を通じて合意形成を図るよう努めるものとする。

2 議長及び委員長は、議員相互の自由な討議が積極的に行われるよう、議会の会議及び委員会を運営しなければならない。

第6章 委員会の運営

(委員会の運営)

- 第14条 議会は、市政の課題に適切かつ迅速に対応するため、委員会の専門性と特性を考慮し、委員会を積極的に活用するものとする。
- 2 委員会は、付託された議案等の審査に当たり、公聴会制度及び参考人制度を活用して、市民又は専門家等の専門的又は政策的識見等をその討議に反映させるよう努めるものとする。
- 3 委員会は、市民からの要請に応じ、審査の経過等を説明するとともに、委員及び市民が自由に情報及び意見を交換する懇談会等を行うよう努めるものとする。
- 4 委員会の運営に関しては、別に条例で定める。

第7章 政治倫理

(政治倫理)

- 第15条 議員は、市民の代表者として、自らの役割を深く自覚し、市民の負託に応えるため、政治倫理の確立に努めなければならない。
- 2 議員の政治倫理に関しては、別に条例で定める。

第8章 政務活動費

(政務活動費)

- 第16条 会派及び議員は、積極的に市政に関する調査研究、政策提言その他の活動を行うため、政務活動費を活用することができる。
- 2 政務活動費に関しては、別に条例で定める。

第9章 議員の定数及び報酬

(議員定数)

- 第17条 議員の定数は、行財政改革の視点及び他市との比較だけでなく、市民の代表である議会が、市民の意思を市政へ十分に反映させることが可能となるよう、定めなければならない。
- 2 議会は、定数の改正に当たっては、公聴会制度や参考人制度の活

用等により、市民からの意見の聴取及び反映に努めなければならない。

3 議員の定数は、別に条例で定める。

(議員報酬)

第18条 議員の報酬は、行財政改革の視点及び他市との比較だけでなく、議会及び議員の活動状況を反映することを主として定めるものとする。

2 議会は、報酬の改正に当たっては、公聴会制度や参考人制度の活用等により、市民からの意見の聴取及び反映に努めなければならない。

3 議員の報酬は、別に条例で定める。

第10章 議会及び議会事務局の体制整備

(議会政策研究会)

第19条 議会は、議会の政策形成機能を充実させるため、議会に議会政策研究会を置く。

2 議会は、議会政策研究会の充実強化を図るものとする。

(議会活性化委員会)

第20条 議会は、議会の改革及び活性化に継続的に取り組むため、議会に議会活性化委員会を置く。

(議員研修の充実)

第21条 議会は、議員の資質及び政策形成、政策立案等に係る能力の向上を図るため、議員研修の充実強化に努めるものとする。

(議会広報の充実)

第22条 議会は、市政に関する重要な情報を議会の視点から市民に対して提供するとともに、市民の意見、要望等を取り上げ、その内容及び対応について定期的に公表するよう努めるものとする。

2 議会は、多様な広報手段を活用することにより、多くの市民が議会と市政に関心を持つよう議会広報活動に努めるものとする。

3 議会は、議会広報の充実を図るため、議会広報委員会を置く。

(議会事務局の体制整備)

第 23 条 議会は、議会の政策立案機能を充実させるとともに、円滑かつ効率的な議会運営を行うため、議会事務局の体制整備に努めるものとする。

(議会図書室の充実)

第 24 条 議会は、議員の調査研究に資するために設置する議会図書室を適正に管理及び運営するとともに、その図書、資料等の充実に努めるものとする。

(予算の確保)

第 25 条 議会は、二元代表制の趣旨を踏まえ、議会機能の充実強化を図るため、必要な予算の確保に努めるものとする。

第 11 章 最高規範性と見直し手続

(最高規範性)

第 26 条 この条例は、議会における最高規範であり、議会に関する他の条例等を制定し、又は改廃するに当たっては、この条例の趣旨を尊重し、この条例に定める事項との整合性を図らなければならない。

(議会及び議員の責務)

第 27 条 議会及び議員は、この条例及び議会に関する他の条例、規則その他の法規を遵守して議会を運営し、市民の負託に応えなければならない。

2 議会は、議員にこの条例の理念を浸透させるため、一般選挙を経た任期開始後、速やかに全議員による研修を行わなければならない。

(見直し手続)

第 28 条 議会は、この条例の施行後、社会情勢の変化、市民の意見等を踏まえ、この条例の目的が達成されているかどうか検証を行い、改正の必要があると認められる場合は、十分に検討し、適切な措置を講ずるものとする。

附 則

この条例は、平成 27 年 5 月 1 日から施行する。

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。